

↳ 所得税、繰延資産の範囲の改正

Q : 所得税における繰延資産の範囲が改正になったそうですが、どのようになったのですか？

A : 試験研究費が繰延資産から除外され、開発費から新たな事業の開始のために特別に支出する費用が除外されました。

【解説】

所得税法上の繰延資産とは、個人が支出する費用のうち、その支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもので、次のものをいうとされていました。

① 開業費

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいいます。

② 試験研究費

新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいいます。

③ 開発費

新たな技術もしくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいいます。

④ 一定の費用で、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの

改正では、②の試験研究費が繰延資産の対象から除外され、開発費から新たな事業の開始のために特別に支出する費用が除外されました。この改正は、平成19年4月1日以後に支出するものから適用されます。

